

# 九州栄養福祉大学 学位規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、九州栄養福祉大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、学位請求論文の審査方法、試験、学力の確認の方法等学位に関して必要な事項を定めるものとする。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は学士、修士とし、授与する学位の種類は次のとおりとする。

### 学士の学位

食物栄養学部食物栄養学科 学士（食物栄養学）

### 修士の学位

食物栄養学研究科 修士（食物栄養学）

## (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学の大学院修士課程において所定の課程を修了した者に授与する。

## (課程を修了する者の論文題目及び学位請求論文の提出)

第4条 前条第2項の規程により学位の授与を受けようとする者は、論文題目を研究指導教員の承認を得て指定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

## (学位請求論文)

第5条 学位請求論文は1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位請求論文の審査のため必要があるときは、研究科委員会は資料等を提出させることができる。

## (学位請求論文の審査及び最終試験)

第6条 学位請求論文の審査及び最終試験は、研究科委員会に審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、研究科委員会において研究指導教員の中から選出された3名以上の審査委員（内1名は主査）をもって組織する。

3 研究科委員会において必要があると認めるときは、審査委員以外の教員又は他の大学の大学院若しくは研究所等の教員の協力を求めることができる。

4 最終試験は、提出された学位請求論文を中心として口述又は筆記により行う。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、これに関連する科目について試験を行うことができる。

## (学力の確認)

第7条 学力の確認の方法その他学力の確認に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

## (審査期間)

第8条 修士の学位請求論文の審査及び最終試験は、在学期間内に終了するものとする。

(修士の学位授与の判定)

第9条 審査委員会は、学位請求論文の審査、最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果をまとめ、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の報告に基づき合否を判定する。

3 学位授与の判定は、研究科委員（海外出張中、休職中その他委員会がやむを得ない事由があると認めた者を除く。）の3分の2以上の者が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の者の同意を必要とする。

(研究科長の報告)

第10条 研究科委員会が前条に規定する判定をしたときは、研究科長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、学士の学位を授与すべき者には、別紙様式(1)による学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づく合格者には、修士号にあつては別紙様式(2)による学位記を授与し、不合格者にはその旨通知する。

3 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に「(九州栄養福祉大学)」と付記するものとする。

(学位の取消)

第12条 修士の学位取得者が、次の各号の一に該当した場合には、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させることができる。

(1) 不正に学位の授与を受けたことが明らかになったとき。

(2) 名誉を汚す行為があつたとき。

2 研究科委員会において、前項の議決をするときは、研究科委員（海外出張中、休職中その他委員会がやむを得ない事由があると認めた者を除く。）の3分の2以上の者が出席し、無記名投票によりその4分の3以上の者の同意を必要とする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

付則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

別紙様式（1）

第〇〇号
<b>卒業証書・学位記</b>
本籍 氏 名 年 月 日生
本学食物栄養学部食物栄養学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め 学士(食物栄養学)の学位を授与する
平成 年 月 日
九州栄養福祉大学 学長 (氏 名)
大学印

別紙様式（2）

第〇〇号
<b>学 位 記</b>
本籍 氏 名 年 月 日生
本学大学院食物栄養学研究科食物栄養学専攻の修士課程を修了したので修士 (食物栄養学)の学位を授与する
平成 年 月 日
九州栄養福祉大学 学長 (氏 名)
大学印